

第5 環境意識の醸成

私たちを取り巻く様々の環境問題を引き起こしてきた根底には、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提にした社会経済システムや豊かさ、利便性を優先した生活様式があるといっても過言ではありません。したがって、環境問題を克服するためには、物質的な豊かさの追求に重きを置いたこれまでの考え方や行動を、環境優先のものへ変えない限り、根本的な解決にはつながらないと言えます。

このため、県民・事業者・団体等あらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚するとともに、環境保全に関して担うべき役割と持続的発展が可能な社会の構築に参加する意義を理解し、自主的・積極的に可能な限り環境への負荷を低減する取組みを始めなければなりません。

さらに、こうした取組みの連携を強化することにより、各主体の環境配慮に向けた行動を助長しあい、環境の保全に参加しやすい社会を整えていくことが必要です。

5-1 環境教育・環境学習の推進

今日の環境問題を解決の方向へ導き、持続的発展が可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりが身の回りの環境問題を認識し、その本質がどこにあるのか理解を深め、解決するための行動へと自らの意識を成熟させていかなければなりません。

そのためには、自らの行動の一つひとつがどのような環境負荷の側面を持っているのかについて、常に考えられるよう、子どもからお年寄りに至るあらゆる世代を通じて、また、家庭から社会に至るあらゆる機会を通じて、環境教育・環境学習を推進していくことが重要です。

■環境教育・環境学習

県では、これまで、次表（参考）に示すように、子ども向けの環境副読本や指導者向けのガイドブック等の作成・配布、環境学習会等への講師の派遣・紹介、子どもたちが行う環境問題に関する調査研究への支援、自然観察指導員などの人材育成等を行ってきました。また、市町村においても、リーダー養成講座の開催や環境学習プログラムの提供などが行われているほか、環境保全活動団体自身による環境講座も開催されるなど、環境学習・環境教育に向けた取組みが盛んになってきています。

平成14年4月から総合的な学習の時間が本格施行となりましたが、平成13年度の試行状況を見ると、環境をテーマとして設定しているところが多く、各教科、特別活動、総合的な学習の時間の中で、小学校で約9割、中学校で約8割の学校が何らかの環境学習を実施しています。